

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年12月16日開催 日本損害保険協会]

1. ビジネスモデルについて

- ビジネスモデルについては、9月の意見交換会で申し上げたとおり、中期経営計画をベースに大手社と順次対話を実施している。これまでのところ、各社が整理している中長期的な事業環境の変化は、将来的な自動車保険市場の縮小やデジタル化の進展等、金融庁が保険モニタリングレポートに例示したものと概ね差異はなく、それらを踏まえてデジタル化や海外進出などの様々な戦略を立てて取り組んでいることを確認。
- 2022年に入ってから、大手社と役員クラスの対話を実施し、そうした戦略を中心に個別に深掘りをして、有意義な議論を行ってまいりたいと考えているので、協力をお願いしたい。
- また、今後、大手社以外についても、昨事務年度のモニタリングにおける課題のフォローアップの中で、大手社と同様、中長期的な事業環境の変化等への対応状況についても対話していくことを考えているのでよろしくお願いしたい。
- なお、改正保険業法が11月22日に施行された。具体的には、保険会社の海外進出が進む中で外国子会社の業務範囲を緩和し、あるいは、地方創生に積極的に取り組んでおられる保険会社も多いと承知しており、地方創生に資する業務を保険会社本体や子会社の業務範囲から拡張する等の規制緩和を盛り込んでいる。監督局においても、保険会社の業務運営に配慮しつつ監督上の着眼点を明記した監督指針の改正を実施し、同日付で適用を開始した。
- こうした規制緩和も持続可能なビジネスモデルの構築の一助にしていただければ幸い。

2. 火災保険水災料率に関する有識者懇談会について

- 自然災害対応の関係では、損保料率機構及び損保各社が検討を進めている

火災保険水災料率の細分化に関する有識者懇談会について、11月6日に第3回会合を開催した。

- これまでの懇談会では、水災料率の細分化の必要性について、保険料負担の公平性や水災リスクのアナウンスメント効果の観点から一定の賛同をいただきつつ、高リスク契約者の保険購入可能性にも配慮した現実的な料率較差となることを期待する等の意見をいただいている。
- また、低リスク契約者の水災補償離れの傾向等を踏まえ、自然災害に対する備えの充実の観点から、損保業界において、水災リスクに関する情報提供や加入勧奨について一層の取り組みに期待する等の意見もいただいているところ。
- 金融庁としては、今後、懇談会においてとりまとめに向けた議論を開始し、先ほど申し上げた点を含め、主な論点についてさらに議論を深めていただいたうえで、2022年3月末を目途に对外公表を行う予定。
- とりまとめに向けた議論においては、例えば、保険会社における実務の現状等に基づいて議論を行うことなどが重要と考えられる。損保協会においても、引き続きこうした実務面等でのインプットも含めて協力をお願いする。

3. 代理店ヒアリングについて

- 近年、保険の主力販売チャネルとして代理店のプレゼンスが増していることから、金融庁と財務局は協働して代理店へのヒアリングを行い、態勢整備状況などの実態把握やフィードバックを進めてきた。今事務年度は財務局との連携を強化し、ヒアリング対象先を増やしており、10月末の財務局長会議の場でも、そうした方針について認識を共有したところ。
- 今事務年度におけるヒアリング項目については、顧客本位の業務運営を促すべく、今事務年度の保険行政課題と関わりが深い観点を中心に選定している。具体的には、公的保険の説明に関するベストプラクティスの収集に加え、障がい者に配慮した取組みや、代理店と損保会社間の連携の状況に関する実態把握などを行う予定。

- なお、今事務年度においては、事業報告書の提出代理店に限らずヒアリングを行うこととしており、既に対象代理店に対しては、各財務局を通じてヒアリング項目に沿ったアンケートを発出している。初めてヒアリング対象となった代理店からは各保険会社に様々な相談をすることも考えられる。また、このヒアリング対応に限らず、代理店の態勢整備や課題解決にあたっては、各保険会社による支援が極めて重要と考えている。については、代理店からの相談には引き続き丁寧に対応し、必要な支援に努めていただきたい。

4. 公的保険制度を踏まえた保険募集に係る監督指針改正について

- 保険募集のあり方について、現行の監督指針では、顧客が自らの抱えるリスクやそれを踏まえた意向に保険契約の内容が対応しているかどうかを判断できることを確保するべく、保険会社や保険募集人の創意工夫が求められている。
- この点、顧客が自らの抱えるリスクを理解するためには、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、保険募集人が公的保険制度について適切に理解し、その上で、顧客に対して、公的保険制度に関する適切な情報提供を行うことが重要。そこで、今般、こうした観点を監督上の目線として明確化する監督指針改正案をとりまとめ、パブリックコメントを11月16日まで実施。
- 今後、金融庁としては、2021年内を目途に監督指針を改正・施行し、年明け以降に、これまで各社が取り組んできている好事例の収集なども含め、各社との対話を行っていくことを考えている。
- なお、金融庁において公的保険制度について解説するポータルサイトを作成する予定であり、こうしたツールの作成についても各金融機関と連携してまいりたい。

5. 国連安保理決議の着実な履行について

- 10月4日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2月から8月にかけての加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と

加盟国への勧告を取りまとめた中間報告書を公表。

- 同報告書に記載・言及のある企業・個人については、安保理決議の実効性を確保していく観点から、各金融機関において、
 - ・ 当該企業・個人に対する融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認
 - ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人への調査・ヒアリング

などに、しっかりと対応いただく必要がある。

その上で、同報告書への掲載そのものは、当該企業・個人が制裁対象と認定されたものではない点に留意していただくとともに、上記の確認や調査結果を踏まえ、適切に顧客対応を行っていただくようお願いする。

6. 「金融サービスの提供に関する法律」の施行について

- 11月1日より、「金融サービスの提供に関する法律」が施行され、1つの登録で、銀行・証券・保険すべての分野の金融サービス仲介を行うことが可能となる「金融サービス仲介業」が開始され、既に2社が登録されている。
- 金融庁としては、本制度の創設により、多種多様な金融サービスの提供が進み、利用者の利便性がより一層向上することを期待している。各金融機関においても、
 - ・ ビジネス範囲を拡大するために、新たに金融サービス仲介業を利用することや、
 - ・ 自らが取扱う金融商品の販売チャネルの拡大や利用者利便の向上を図る観点から、金融サービス仲介業者との連携を進めていくことを検討するなど、本制度を活用いただきたい。

7. 金融庁の令和4年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和4年度の税制改正要望においては、

- ・ 投資しやすい環境の整備と更なるデジタル化の推進
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応
- ・ 保険関係

等について要望を行った。

- 12月10日に公表された与党税制改正大綱においては、保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険及び風水害保険に係る無税積立率が10%に引き上げられることとなり、また、国際課税の整備に係る所要の措置（海外投資家等が市場デリバティブ取引等から得る所得は、日本で申告不要であることを明確化）など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。

8. マイナンバーカードの積極的な取得促進について

- マイナンバーカードについて、12月1日時点のデータによると、交付枚数は5,000万枚超、人口に対する割合は39.9%まで増加している。カード普及に当たり様々な協力をいただいております、改めて感謝申し上げます。

（参考）マイナンバーカードの普及状況（2020年12月 → 2021年12月）

交付枚数：約2,934万枚 → 約5,057万枚（対前年+約58%）

人口に対する交付枚数率：23.1% → 39.9%

- 先般、健康保険証利用の本格運用が始まったこと、マイナポータルで特定検診情報等が閲覧可能となったこと、マイナンバーカードを用いて電子版の新型コロナワクチン接種証明書が取得できるようになることなど、カード取得のメリットがさらに拡大することを踏まえ、デジタル庁より各業所管省庁に対し、改めてカード普及への協力要請があった。これを受け、金融庁からも各金融機関に対し、改めてカードの更なる普及に向けた協力依頼を发出させていただいた。
- 今後、政府としては、マイナポイント第2弾として、①マイナンバーカードの新規取得者に最大5,000円相当のポイント、②健康保険証としての利用登録を行った者に7,500円相当のポイント、③公金受取口座の登録を行った者に7,500円相当のポイント、一人当たり最大20,000円相当のポイントを

付与することとしている。さらに、運転免許証との一体化等といったカードの機能強化に向けた取組みも進めていくので、引き続き、積極的なカードの取得促進への協力をお願いしたい。

(参考)「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)抜粋

また、マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるため、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント(1人当たり最大2万円相当)を付与する。具体的には、(i)マイナンバーカードの新規取得者に最大5,000円相当のポイント、(ii)健康保険証としての利用登録を行った者に7,500円相当のポイント、(iii)公金受取口座の登録を行った者に7,500円相当のポイントを付与する。

(参考)マイナンバーカードの機能強化に関して検討されている事項

- ・ マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載
- ・ 運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化
- ・ マイナポータルなどのUI・UXの最適化

9. 10月開催のG20の成果物について

- 10月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議及び首脳会議について、サステナブルファイナンスに関する成果をご紹介したい。
- G20傘下に設置されているG20サステナブルファイナンス作業部会(SFWG)が策定した「G20サステナブルファイナンスロードマップ」及び「統合レポート」が承認された。ロードマップでは、気候と持続可能性に関するSFWGの今後複数年にわたる作業計画等が示されている。
- 具体的な項目として、我が国が主張してきたトランジションファイナンス、すなわち、脱炭素化に向け、グリーンかグリーンでないかという二元論でなく、排出削減が難しいセクターの着実な移行を支援する取組みの必要性が広く認識された。今後SFWGがトランジションファイナンスに関するハイレベル原則を策定する予定。
- 今後の課題として、サステナブルファイナンスの対象を気候変動だけでなく、生物多様性や社会問題にも徐々に広げることの重要性が、G20で共通の認識となっている。10月31日に公表されたG20ローマ首脳宣言においては、特に生物多様性などに関する財務情報開示の作業の重要性が認識されている。このほか、COP26(気候変動枠組条約締約国会議)や、生物多様性に関し

て気候変動と同様に定量的な目標設定などを目指す国際会議（COP15）についても、その議論をぜひフォローしていただきたい。

- 最後に、G20の財務大臣・中銀総裁及び首脳からは、G20/OECDコーポレートガバナンス原則の見直しへの期待が示された。コロナ後を見据えた経済回復に資する重要な作業であり、今後の企業運営に大きく関係するため、関係者の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

10. COP26の議論・成果物について

- 10月31日から11月13日に開催されたCOP26について紹介したい。
- 首脳級、大臣級、様々な会合が開催されたが、特に、11月3日、開催国である英国が「Finance Day」と定め、行われた議論内容について共有したい。各国政府・団体主催の会議が行われ、気候変動問題へ対処するための公的・民間資金の役割について議論された。主な項目は2点あり、
 - ・ 1点目として、IFRS財団の傘下でサステナビリティ開示の基準を策定するために国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board）の設置が公表され、日本を含む各国政府や各基準設定主体が歓迎の意を表明した。
 - ・ 2点目として、民間セクターでの取組みとして、マークカーニー前イングランド銀行総裁が議長を務めているGFANZ（The Glasgow Financial Alliance for Net Zero）の活動報告も行われた。民間資金の一層の拡大は、新たな産業・社会構造への転換を促すために不可欠なものである。GFANZには日本の金融機関も参加していると承知しており、こうした民間部門の取組みについて、引き続き連携させていただけると幸い。
- 今後、COP26での議論を受けて、2050年ネットゼロに向けた官民の具体的な対策は実装段階に入っていく。金融庁としては、①排出削減が難しいセクターの着実な移行、すなわちトランジションファイナンス、②生物多様性などの気候変動以外のテーマの扱いについて、引き続き、各金融機関と連携して取り組んでまいりたい。

11. IAIS 執行委会合等の結果について

- 保険監督者国際機構（IAIS）は11月9-10日に執行委会合を、15-18日に年次総会、執行委会合、及び年次コンファレンスをバーチャル形式で開催した。
- 現在、IAISで作業が進められている、米国主導で開発されているグループベースの資本計算手法の合算手法（Aggregation Method）が国際資本基準（ICS Version 2.0）と比較可能な結果をもたらすかどうかを確認する取り組みは、Covid-19の影響のため、基準案の作業開始が当初の予定よりも遅れたものの、引き続き進展している。
- 今般、作業開始時期の遅れを踏まえ、2021年第4四半期における実施が予定されていた比較可能基準案の市中協議を、2022年前半に延期することが決定された。IAISにおいては、比較可能基準案の市中協議に関する新たなスケジュールの下、基準案に関する作業を迅速に進めていく予定である。なお、この変更による比較可能性評価に係るプロジェクトの全体的なスケジュールの変更はなく、当初計画どおり2024年に完了する予定。
- IAISからの各種の文書の公表について、市中協議文書「流動性指標の開発」は、2022年1月23日までコメントを受け付けている。本件は、システミックリスクに関する包括的枠組み（HF）の一環であるグローバルモニタリング活動（GME）における補助指標として位置付けられている。本件の開発はフェーズに分けられて進められており、今回実施するのは第2フェーズの市中協議となる。
- その他、「保険会社のカルチャーに関するイシューペーパー」、「改訂された監督カレッジに関するアプリケーションペーパー及び実施ガイド」、「改訂されたマネーロンダリング及びテロ資金供与に関するアプリケーションペーパー」等、市中協議の結果を踏まえた最終版文書が公表されている。
- また、IAIS執行委員会において、金融庁の有泉秀国際総括官が同委員会の副議長に選任された。これまで、飛弾則雄国際政策管理官が、副議長を務めてきたが、その後任として選任されたものである。

（以上）